

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」の答申

(令和4年3月23日)

～法定の歯科健康診断は、事業場の人数にかかわらず実施報告が義務づけられます～
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24734.html

(厚生労働省発表文を編集したものです。)

厚生労働大臣は、令和4年3月23日に、労働政策審議会(会長 清家 篤 日本私立学校振興・共済事業団理事長、慶應義塾学事顧問)に対し、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行い、この諮問を受け、同審議会安全衛生分科会(分科会長 城内 博(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター長)で審議が行われ、本日、同審議会より妥当であるとの答申がありました。

厚生労働省は、この答申を踏まえて、令和4年10月1日の施行に向け、速やかに省令の改正作業を進めます。

本改正案の主なポイント

(【別添3】 [労働安全衛生規則の一部を改正する省令案概要](#) をご覧ください。)

1. 歯科健康診断の実施報告に係る規定の改正

労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)に基づき、有害な業務(※)に従事する労働者に対して歯科健康診断を実施する義務のある事業者について、その使用する労働者の人数にかかわらず、法定の歯科健康診断(定期的のものに限る。)を行ったときは、結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出することとする。

※労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第22条第3項において規定

2. 報告様式の改正

現行の定期健康診断結果報告書(安衛則様式第6号)から、歯科健康診断に係る記載欄を削除し、新たに「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書(安衛則様式第6号の2)」を作成する。当該様式では従前により報告を求めていた事項に加え、法定の歯科健康診断対象労働者が従事する有害な業務内容等についても報告を求めることとする。

【別添1】 [諮問文](#) (労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱)

【別添2】 [答申文](#)

【別添3】 [労働安全衛生規則の一部を改正する省令案概要](#)

(参 考)

1 関係法令

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=74002000&dataType=0&pageNo=1

労働安全衛生法施行令第22条第3項

(健康診断を行うべき有害な業務)

第二十二條 法第六十六條第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。(略)

2 法第六十六條第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、若しくは取り扱う業務(略)

3 法第六十六條第三項の政令で定める有害な業務は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗ふつ 化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、

蒸気又は粉じんを発散する場所における業務とする。

(昭五〇政四・昭五一政一・昭五三政二二六・平七政九・平一二政三〇九・平一三政七八・平一八政二・平一八政二五七・平一九政三七五・平二〇政三四九・平二三政四・平二四政二四一・平二五政二三四・平二六政二八八・平二七政二九四・平二八政三四三・平二九政六〇・平三〇政一五六・令二政一四八・一部改正)

2 参考通達

令和2年12月25日付け基安労発1225第1号

「有害な業務における歯科医師による健康診断等の実施の徹底について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000760800.pdf>